

大分市営住宅等駐車場の管理に関する要領

(趣旨)

この要領は、大分市営住宅条例（平成９年大分市条例第２０号。以下「条例」という。）及び大分市営住宅条例施行規則（平成９年大分市規則第８９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市営住宅等の駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の区画番号)

第１条 駐車場の区画の番号は、部屋番号とする。

(駐車場番号の割当)

第２条 駐車場の区画に番号を付す場合においては、部屋番号順に付すものとする。

(使用者の資格の例外)

第３条 条例第４６条に規定する駐車場使用者の資格の例外として入居者及び同居者が車を所有又は使用しない場合で、高齢者及び身体障害者等が入居している場合、当該入居者のために訪問する親族等が所有又は使用する車を、訪問している間、駐車することを入居者に対し認めるものとする。

(空き区画の使用)

第４条 空き区画が生じた場合で、その使用を希望する者が当該空き区画の数を超えるときは、公開抽選で使用者を決定するものとする。この場合においては、市長は、その使用者に対して条件を付すものとする。

(使用期間)

第５条 駐車場の使用期間は、規則第３６条第５項の規定による市営住宅等駐車場使用開始日通知書に記載された使用開始日から規則第４１条の規定による市営住宅等駐車場明渡し届に記載された明渡し年月日までとする。

(使用期間が１月未満の場合の使用料の算定方法)

第６条 駐車場の使用期間が１月に満たないときの使用料は、条例第５４条において準用する条例第１９条第３項の規定により日割計算とし、次の表により算定するものとする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$1 \text{ 区画当たりの駐車場の使用料} \times \frac{\text{使用期間}}{\text{当該月の日数}}$$

(駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予)

第7条 規則第39条第1項第1号の規定に該当することにより駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予の申請を行う場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第7号の自動車税、同条第4項第1号の自動車取得税又は同法第5条第2項第3号の軽自動車税の減免を受けている自動車であることの証明は、規則第39条第2項の市営住宅等駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書に添付すべき身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の備考欄等に押印された受領印によって行うものとする。

2 規則第39条第4項の規定により市長が定める駐車場の使用料を減額する額は、一律1,000円とする。

3 規則第39条第4項の規定により市長が定める駐車場の使用料の徴収の猶予の期間は、3月以内とする。

(使用料の決定)

第8条 駐車場の使用料の額は、条例第50条第1項に規定する近傍同種の駐車場の使用料（以下「近傍同種使用料」という。）が3,000円以上のときは3,000円とし、3,000円未満のときは、2,000円とする。

(近傍同種使用料の算出方法)

第9条 近傍同種使用料は、次に掲げる方式で算出するものとする。

(1) 1区画当たりの工事費

駐車場の工事費（車路を含む。）を駐車場の区画数で除して得た額をいう。

(2) 償却費（償却期間は、10年とし、年6%均等払いとする。）

工事費に年賦0.13586を乗じて得た額を12で除して得た額

(3) 修繕費

工事費に公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第3条第3項に規定する係数0.012を乗じて得た額を12で除して得た額

(4) 管理事務費

工事費に公営住宅法施行令第3条第3項に規定する係数を12で除して得た額

(5) 地代相当額

固定資産評価額に1区画当たり面積（車路を含む。）を乗じて得た額を12で除して得た額

(6) 第2項から第5項までの額を合計した額に公課を乗じて求める。

(駐車場の明渡し請求)

第10条 条例第53条第1項第6号の規定により市長が必要と認めるときは、次のとおりとする。

(1) 修繕、建替え等、市の事業を行う必要があるとき。

(2) 駐車場の空き区画が生じたときに、規則第34条第2項ただし書きの規定に基づき2台以上の駐車場の使用許可を受けた入居者に対し、駐車場を使用していない入居者から駐車場の使用の申し出があったとき。

(3) 駐車場を駐車場以外の目的で使用し、譲渡し、転貸し、もしくは模様替えし、危険物の持込み、騒音等環境上支障となる行為をし、又は、住宅内の交通安全上問題となる運転、その他管理上支障となる行為をしたとき。

(明渡された駐車場の管理)

第11条 条例第53条及び第54条により明渡された空き区画は、次の使用者が決定するまで使用できないよう閉鎖するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(市の賠償責任)

第12条 市の責めに帰すべき事由によらない駐車場内における自動車の災害、盗難、事故、その他の事由による損害については、賠償の責めを負わない。

(自動車保管場所使用承諾証明書の発行)

第13条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第1項第1号の書面に係る証明の申請をしようとする者は、自動車保管場所証明書交付申請書（別記様式）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

なお、市長又は指定管理者は、必要に応じて書類の提出を求めることが出来る。

2 前項の規定による証明に関する事務は、市において証明する義務が存するものであるため、手数料の徴収の対象とはならない。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年2月1日から施行する。